

# **第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画**

**北海道**

**令和3年3月**



# 目次

## I 基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨 .....	1
第2 計画の性格 .....	1
第3 計画の期間 .....	2
第4 基本方針 .....	2
第5 推進体制 .....	2

## II 犯罪被害者等の現状

第1 犯罪の状況 .....	3
第2 犯罪被害者等への支援の取組 .....	10

## III 北海道犯罪被害者等支援基本計画の施策体系

第1 施策体系図 .....	11
第2 全道的な関係機関との連携図 .....	12

## IV 重点課題と施策

第1 総合的推進体制の整備 .....	13
第2 損害回復・経済的支援への取組 .....	26
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 .....	32
第4 刑事手続への関与拡充への取組 .....	45
第5 道民及び事業者の理解増進等 .....	48

◆ 参考資料 .....	56
--------------	----

# I 基本的考え方

## 第1 計画策定の趣旨

犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）は、犯罪による直接の被害だけではなく、それに伴って生じる心身の不調や経済的な負担、さらには周囲の理解不足等による心ない言動等の二次被害など、様々な問題を抱えることとなります。

犯罪に巻き込まれ、苦しんでいる犯罪被害者等が、一日も早く平穏な生活を取り戻すためには、関係機関や団体が連携し、地域社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが必要です。

国では、こうした犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」（以下「国の計画」という。）を策定しました。

基本法では、地方公共団体の責務として「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、道では、国の計画を踏まえ、平成19年3月に「北海道犯罪被害者等支援基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、以後二度にわたる計画の見直しを行うとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減等を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に寄与するため、「北海道犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を平成30年3月に制定しました。

この計画は、道の第三次基本計画の策定以降の状況変化等を踏まえ、条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

## 第2 計画の性格

- この基本計画は、犯罪被害者等の権利利益の保護と、適切な支援を行うため、基本的な考え方、施策の方向性と総合的な体系を示すものです。
- この基本計画は、条例第8条の規定に基づき策定するものであり、また、基本法第5条の規定に基づく要請に応えるものです。
- この基本計画は、道政の基本計画である「北海道総合計画」を推進するための施策別計画として位置付けるほか、平成30年12月に策定された「北海道SDGs推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、取り組むものとしします。

## 第3 計画の期間

---

この基本計画の期間は、令和3年度から概ね5年間とし、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

## 第4 基本方針

---

条例第3条の基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げ、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進します。

### ➤ 犯罪被害者等の尊厳を尊重した支援

犯罪被害者等は、国民誰もが犯罪被害者となり得る現状の中で、思いもかけず被害者となったものであり、その尊厳は当然のこととして尊重されなくてはならないにもかかわらず、周囲との関わりや行政機関での手続きなど、様々な場面において好奇の目にさらされたり、無理解な対応をされたりするなど、その人権が配慮されていないと感じている方が少なくありません。

支援等の実施者は、犯罪被害者等の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点を据え、施策を実施していきます。

### ➤ 犯罪被害者等が置かれている状況等に応じた適切な支援

犯罪被害者等が受ける被害は、犯罪による直接的なもののほか、その後の二次被害により生じる生命、身体、精神及び財産等に対する被害など様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状況により千差万別です。

犯罪被害者等への支援は、それぞれの立場で、犯罪被害者等の個々の事情に応じて適切に実施していきます。

### ➤ 犯罪被害者等の状況の変化に応じた途切れることのない支援

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでには、長期間を要することが多く、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、必要となる支援の内容も変化します。支援等の実施者は、制度や担当機関が変わっても連続性を持って、当該犯罪被害者等に対する支援を行い、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していきます。

## 第5 推進体制

---

計画の推進に当たっては、庁内関係部局の職員で構成する「北海道犯罪被害者等支援庁内連絡会議」において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、国等の関係機関・団体や有識者で構成する「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」において、毎年度、計画に位置付けた施策の実施状況を取りまとめ、必要に応じて改善等を図りながら、計画の効果的・効率的な推進に努めます。

また、道内各地域の「被害者支援連絡協議会」や「犯罪被害者支援ネットワーク」と連携を図り、犯罪被害者等が居住する地域に関係なく同等の支援が受けられる体制を整備します。

## Ⅱ 犯罪被害者等の現状

### 第1 犯罪の状況

#### 1 刑法犯の発生状況

警察庁の「令和元年の犯罪情勢」によると、刑法犯の認知件数は、戦後最少を更新していますが、ストーカー、DV及び児童虐待、特殊詐欺、サイバー犯罪等の認知件数は高い水準で推移しています。

道内においても、刑法犯の認知件数は、第一次基本計画を策定した平成19年に、一般刑法犯が6万880件、交通事故(人身)の発生件数が2万3,582件でしたが、官民挙げて路上強盗やひったくり等の街頭犯罪、振り込め詐欺、交通事故の抑止活動に取り組んだ結果、13年連続で減少し、令和元年の刑法犯の認知件数は23,607件と、平成19年と比べ約3万7,000件減、また、交通事故(人身)の発生件数は9,595件と、約1万4,000件減少しましたが、子どもや女性を対象とする事件や高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たず、交通事故死数も4年ぶりに増加に転ずるなど、依然として厳しい情勢が続いています。

また、道が平成29年に実施した「道民意識調査」によると、なお5割近くの道民が犯罪被害に遭う不安を感じているという結果が出ています。

このようなことから、道民の実感としての体感治安の面からみると、数字上の治安の改善が必ずしも反映されていない状況にあります。

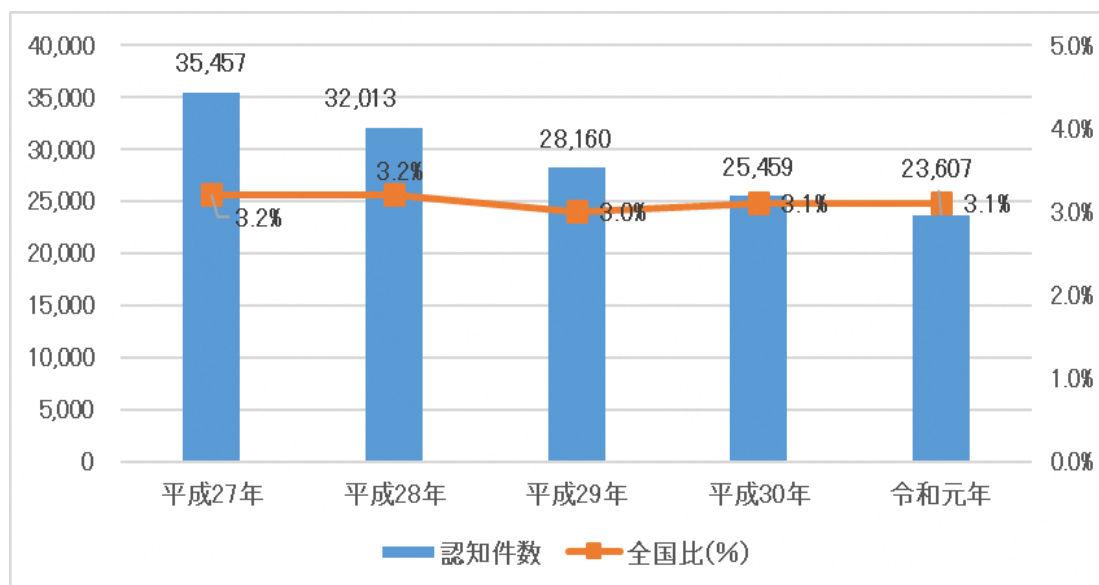
#### 2 犯罪発生の背景

急速に進行する人口減少や高齢化、グローバル化や高度情報化の進展などにより、道民生活をとりまく環境は大きく変化をしており、地域における連帯感、人と人との交流、近所付き合いの機会などが減り、住民もお互いに必要以上に干渉し合うことを避ける傾向が続いており、こうした地域コミュニティの希薄化や、社会不安の拡大に伴う規範意識の低下などが、犯罪発生の背景の一つとなっていると考えられます。

こうした中で高齢者や障がいのある方、子ども等に対する虐待、配偶者等による暴力(DV)などの問題が複雑化・深刻化しています。

### 3 北海道における犯罪の状況

#### (1) 刑法犯の認知件数



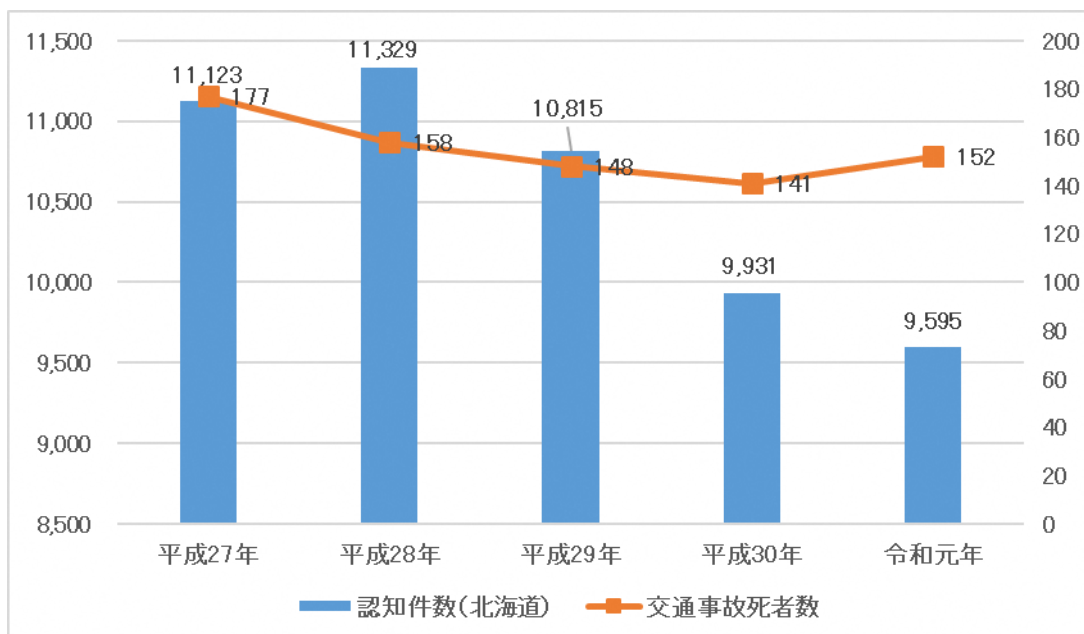
(資料:警察庁 HP、道警 HP)

#### (2) 主な重要犯罪等の認知件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
殺人	36	30	24	37	33
強盗	72	72	61	56	54
傷害	787	863	860	830	758
暴行	1,207	1,393	1,746	1,937	1,813
窃盗	23,784	21,178	18,282	16,401	15,304
住居侵入	911	863	671	622	577
強制性交等	39	37	39	40	39
強制わいせつ	296	218	189	154	148

(資料:道警 HP)

### (3) 交通事故(人身事故)の発生件数



(資料:道警 HP)

#### 北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会における 犯罪被害者等支援の取組

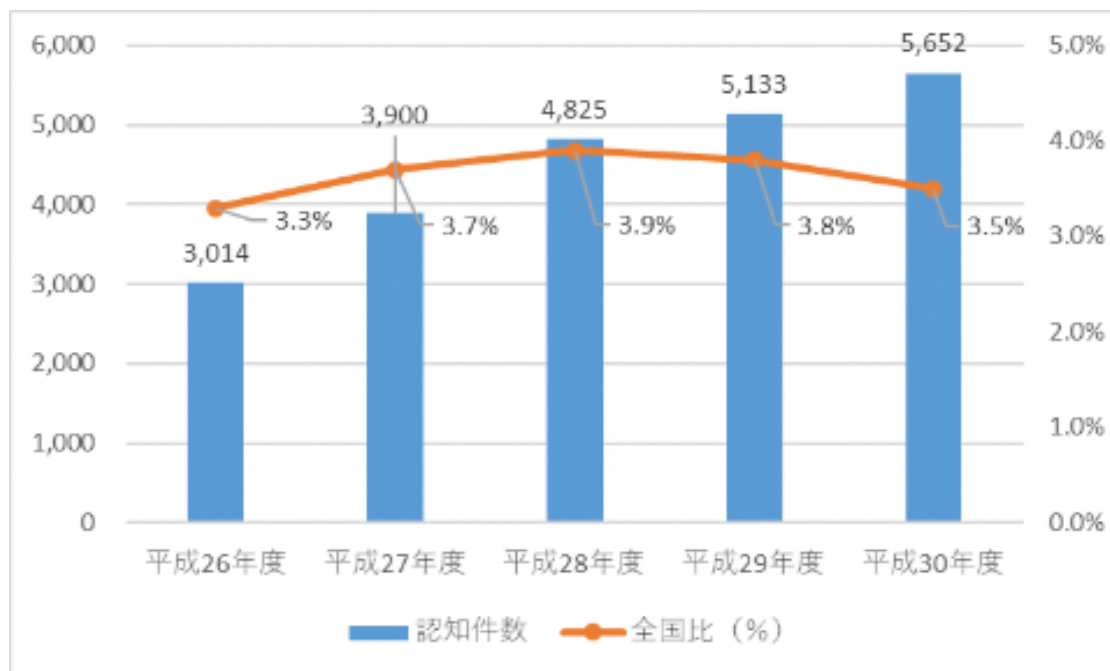
委員会は、平成29年3月1日、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づいて、主に弁護士による被害者の支援を拡充するための活動、検察庁や警察及び民間支援組織との協力関係を深める活動、道内の四弁護士会(札幌、旭川、函館、釧路)の支援窓口の運営支援活動、各弁護士会の地域を超えた広域事件の支援活動などを目的として創設されました。

被害者に真に寄り添った支援をするには検察庁や警察との連携が重要となります。このため、委員会では各地検や道警各方面本部との間で連携方法について協議を重ねるとともに、毎年札幌高検との間で協議会を開催しています。

また、委員が旭川、函館、釧路の弁護士会に出向き、支援に関する弁護士会会員を対象とする研修を実施していますが、この際は道警本部の被害者支援室の担当者からも講義をいただいています。



#### (4) 児童虐待に関する相談対応件数



(資料:厚生労働省 HP、道 HP)

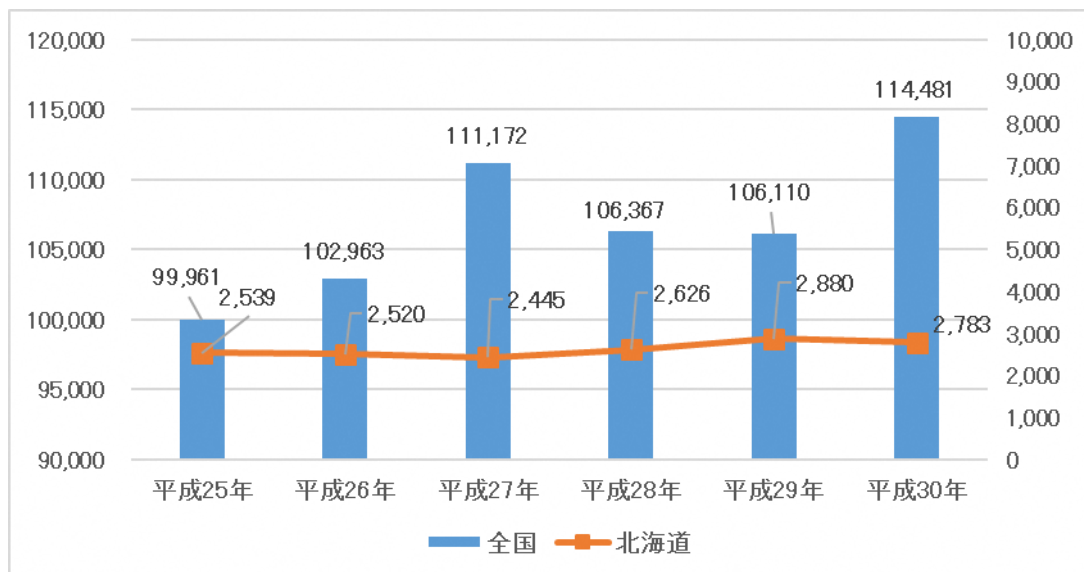
#### 北海道臨床心理士会における犯罪被害者等支援の取組

北海道臨床心理士会は、800名近くの臨床心理士と公認心理師が会員となり、こころの専門家として札幌圏から北海道全域に渡って活動する職能団体です。その職域は、医療、教育、福祉、産業、司法領域と広く、最近では、胆振東部地震等への災害支援や事件事故への緊急支援をはじめ、虐待や愛着といったトラウマに関わる問題への対応も担っています。

医療領域では、性被害等の犯罪被害に遭われた方への対応を、教育領域では、虐待や各種犯罪被害に遭われた児童生徒やその家族に対応することがあります。福祉領域でも、児童養護施設等に入所している子どもたちへの、例えば、性虐待やネグレクト等の虐待被害などに対応します。

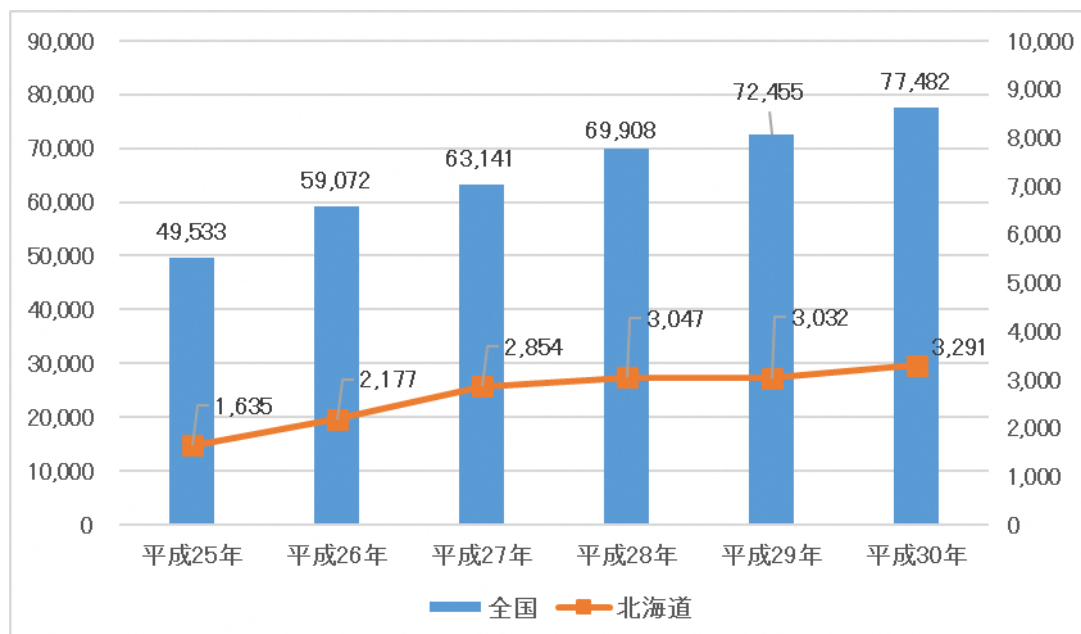
このように北海道臨床心理士会の会員は、各々の職能領域で犯罪被害に遭われた方にお会いし、その方のお話をしっかり聴かせていただき、安全安心を保障したうえで、被害からの回復のサポートに努めています。

### (5) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(資料:内閣府 HP、道 HP)

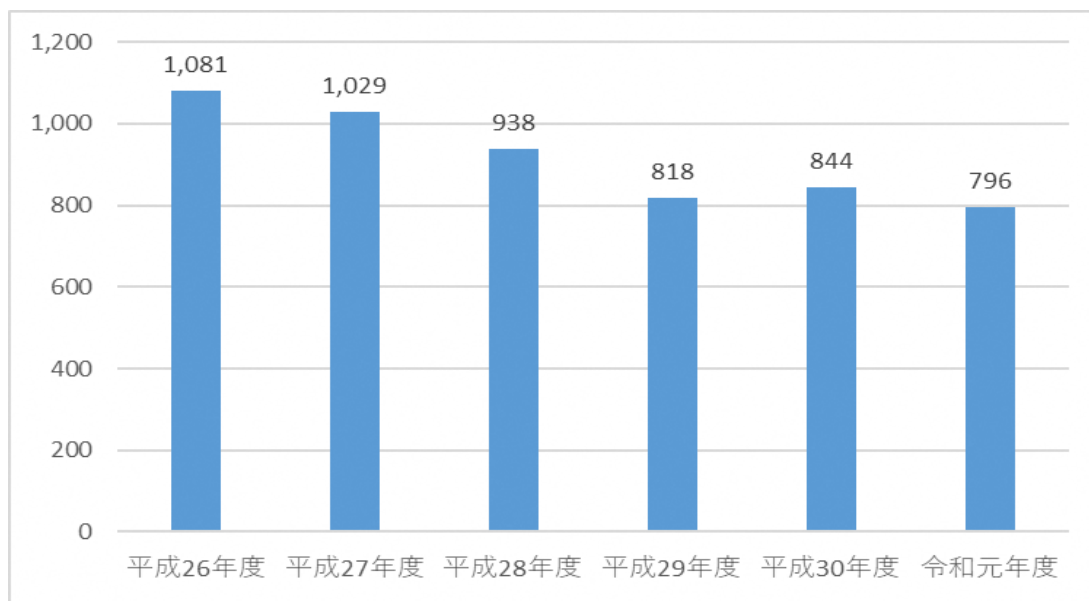
### (6) 警察におけるDV事案等に係る相談件数



(資料:道警 HP)

## (7) 北海道犯罪被害者等総合相談業務等における相談件数

### ①北海道家庭生活総合カウンセリングセンター北海道被害者相談室



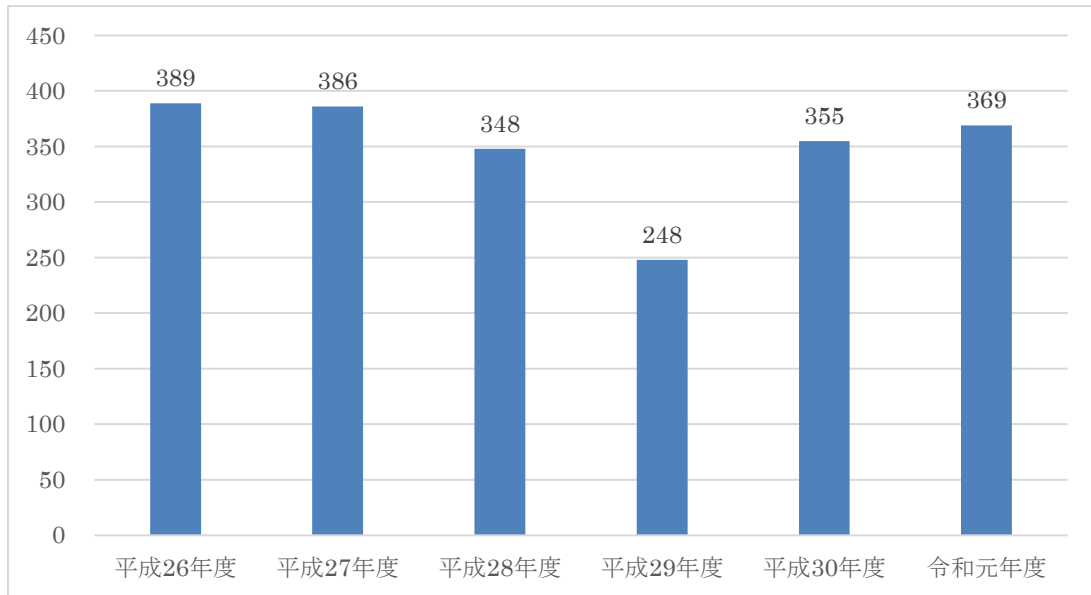
(資料:「北海道家庭生活総合カウンセリングセンター」北海道被害者相談室)

#### **(公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 「北海道被害者相談室」における犯罪被害者等支援の取組**

北海道被害者相談室は、平成9年に(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンターに北海道警察の委託により設置され、平成19年には北海道公安委員会から「北海道犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けるとともに、北海道から「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」の委託を受けて、犯罪被害者等の悩みや心のケアについて支援し、被害者自らの力で健全な日常生活を取り戻せるようカウンセリングを通じて援助することを目的として活動しています。

活動内容は、電話、面接によるカウンセリング、病院、警察、検察、法廷等への付添い支援のほか、法的な支援が必要な場合は犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介、経済的援助が受けられる制度の利用の案内など、被害回復には多岐にわたる支援が必要なため、他機関との連携や広報啓発など犯罪被害者等を多角的にサポートしています。

## ②性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH（さくらこ））



(資料:「性暴力被害者支援センター北海道」)

### 「性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH（さくらこ）」の取組

「性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH(さくらこ))」は、2012年10月から性暴力被害者支援の電話・面談による相談窓口として北海道と札幌市が共同で設置し、NPO法人ゆいネット北海道が運営を担っています。当初は午後のみ(13時から20時まで)でしたが、2019年11月からは、開始時間を午前10時からとすると同時にメール相談も開始して、被害者がアクセスしやすい状況を作るよう努めています。

また、児童相談所等の行政機関や、弁護士、医療機関等との連携強化を図っており、現在では札幌市内の提携病院及び道内各地の協力病院との間で、協力関係を築きつつあります。

2019年11月からは、北海道による医療費の公費負担の制度も始まりました。警察に相談できない方でも緊急避妊薬等の医療費について公費負担を受けられるものです。さくらこは、その調整・付添等の役割を担っています。

若年層の相談件数の低さなど、まだ課題は多い状況ですが、今後も被害者に寄り添った支援を続けていきたいと思えます。